|  |
| --- |
| 　本資料は「○○町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ」を前提に作成したため、通常の規則とは異なる形式を採っている部分があります（別表の位置、読替えの方法など）。本資料における給与決定の方法は、常勤職員における初任給決定のルールを踏襲しつつも、会計年度任用職員の特徴に応じて単純化したルールを規定したものであり、この他にも様々な方法が考えられるところのあくまで一例となります。給与決定の基準に関する詳細は、当室が別途作成した本資料の説明資料もご参照ください。 |

○○町(村)会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則のイメージ

平成○年○月○日

規則第○号

（趣旨）

**第１**条　この規則は、○○町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成○年○○町(村)条例第○号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

　（用語の定義）

**第２条**　この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（給料表等の適用範囲）(注[[1]](#footnote-1))

**第３条**　条例別表第１給料表及び別表第２等級別基準職務表の職種欄の区分(2)に規定する町(村)長が規則で定めるものは、医療施設等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師とする。

２　条例別表第１給料表及び別表第２等級別基準職務表の職種欄の区分(3)に規定する町(村)長が規則で定めるものは、介護施設、保育所等に勤務する介護士、保育士とする。

３　条例別表第１給料表及び別表第２等級別基準職務表の職種欄の区分(4)に規定する町(村)長が規則で定めるものは、小学校及び中学校に勤務する教諭、養護教諭、講師、助教諭及び養護助教諭とする。

（フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級）

**第４条**　フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

|  |
| --- |
| 【Ｃ　条例において２級以上の職務の級を設けない給料表を使用する場合】→　職務の級を設けないため、第４条に相当する規定は不要となる。 |

　（フルタイム会計年度任用職員となった者の号給）

**第５条**　フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき及び同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、当該職務の級における最低の号給とする。

２　職種別基準表に定める基準と異なる学歴免許等の資格又は経験年数（会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数をいう。以下同じ。）を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第７条から第９条までの定めるところにより、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

３　前項の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給及び職種別基準表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。

**別表**　職種別基準表（第５条関係）(注[[2]](#footnote-2))

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種区分 | 職種 | 学歴免許等 | 基礎号給 | 上限 |
| 職務の級 | 号給 | 職務の級 | 号給 |
| (1) | 一般事務 | 高校卒 | １ | １ | １ | 25 |
| 事務補助 |  | １ | １ | １ | ５ |
| 専門事務 | 高校卒 | １ | ５ | １ | 25 |
| 消費生活相談員 | 高校卒 | １ | ○ | １ | 25 |
| 地域おこし協力隊 |  | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (2) | 栄養士 | 大学卒 | ２ | １ | ２１ | ○○ |
| 短大２卒 | １ | 11 |
| 保健師、助産師 | 大学卒 | ２ | ９ | ２ | ○ |
| 短大３卒 | ２ | ５ |
| 看護師Ａ | 短大３卒 | ２ | ５ | ２ | ○ |
| 短大２卒 | ２ | １ |
| 看護師Ｂ（○年以上の実務経験を有する者） | 短大３卒 | ２ | ○ | ２ | ○ |
| 短大２卒 | ２ | ○ |
| ○○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (3) | 保育士Ａ | 短大卒 | １ | 17 | ２１ | ○○ |
| 高校卒 | １ | ９ |
| 保育士Ｂ（２年以上の実務経験を有する者） | 短大卒 | １ | 25 | ２１ | ○○ |
| 高校卒 | １ | 17 |
| ○○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (4) | 講師 | ○○卒 | １ | ○ | ２１ | ○○ |
| ○○卒 | １ | ○ |
| ○○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (略) |  |  |  |  |  |  |

　備考

１　この表において「職種区分」とは、条例の別表第１給料表における職種欄の区分をいう。

２　この表において「高校卒」には、中学卒業後３年を経過した者で高校卒相当と認められるものを含むものとする。

３　この表において「実務経験」とは、当該フルタイム会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数であって、経験年数以外のものをいう。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【Ａ　条例において常勤職員の給料表の種類に応じて給料表を作成する場合】**別表**（第５条関係）職種別基準表ア　行政職給料表職種別基準表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 学歴免許等 | 基礎号給 | 上限 |
| 職務の級 | 号給 | 職務の級 | 号給 |
| 一般事務 | 高校卒 | １ | １ | １ | 25 |
| 事務補助 |  | １ | １ | １ | ５ |
| 専門事務 | 高校卒 | １ | ５ | １ | 25 |
| 消費生活相談員 | 高校卒 | １ | ○ | １ | 25 |
| 保育士Ａ | 短大卒 | １ | ○ | ２１ | ○○ |
| 高校卒 | １ | ○ |
| 保育士Ｂ（○年以上の実務経験を有する者） | 短大卒 | １ | ○ | ２１ | ○○ |
| 高校卒 | １ | ○ |
| 講師 | ○○卒 | １ | ○ | ２１ | ○○ |
| ○○卒 | １ | ○ |
| 地域おこし協力隊 |  | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

備考　(略)イ　○○職給料表職種別基準表(略) |

|  |
| --- |
| 【Ｂ　条例において常勤職員の給料表を使用する場合】→　上記Ａと同様に、常勤職員の給料表の種類（行政職給料表、医療職給料表など）に応じて職種別基準表を作成する。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【Ｃ　条例において２級以上の職務の級を設けない給料表を使用する場合】（以下は常勤職員の行政職給料表のみを使用する場合を想定）（フルタイム会計年度任用職員となった者の号給）**第○条**　フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、別表に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の号給欄に定められているときは当該号給とし、同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、最低の号給とする。２　職種別基準表に定める基準と異なる学歴免許等の資格又は経験年数（会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数をいう。以下同じ）を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第○条から第○条までの定めるところにより、職種別基準表の号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。３　前項の規定による号給は、条例別表第１給料表における最高の号給及び職種別基準表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。**別表**　職種別基準表（第○条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 学歴免許等 | 号給 | 上限 |
| 一般事務 | 高校卒 | １ | 25 |
| 事務補助 |  | １ | ５ |
| 専門事務 | 高校卒 | ５ | 25 |
| 消費生活相談員 | 高校卒 | ○ | 25 |
| 地域おこし協力隊 |  | ○ | ○ |
| 栄養士 | 大学卒 | 21 | ○ |
| 短大２卒 | 11 |
| 保健師、助産師 | 大学卒 | 29 | ○ |
| 短大３卒 | 25 |
| 看護師Ａ | 短大３卒 | 25 | ○ |
| 短大２卒 | 21 |
| 看護師Ｂ（○年以上の実務経験を有する者） | 短大３卒 | ○ | ○ |
| 短大２卒 | ○ |
| 保育士Ａ | 短大卒 | ○ | ○ |
| 高校卒 | ○ |
| 保育士Ｂ（○年以上の実務経験を有する者） | 短大卒 | ○ | ○ |
| 高校卒 | ○ |
| 講師 | ○○卒 | ○ | ○ |
| ○○卒 | ○ |
| ○○ | ○ | ○ | ○ |

備考　(略)  |

（職種別基準表の適用方法）

**第６条**　職種別基準表は、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

２　職種別基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、○○町(村)初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和○年○○町(村)規則第○号。以下「初任給規則」という。）別表第○学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

（学歴免許等の資格による号給の調整）

**第７条**　フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、その者に適用される職種別基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して初任給規則別表第○修学年数調整表に加える調整年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の職種別基準表の適用については、当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認められる場合に限り、同表の基礎号給欄に定める号給の号数にその調整年数の数（１に満たない端数は、切り捨てる。）に４を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって同欄の号給とすることができる。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【第７条を設けずに、考慮する学歴を職種別基準表に網羅的に規定する場合】**別表**　職種別基準表（第５条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種区分 | 職種 | 学歴免許等 | 基礎号給 | 上限 |
| 職務の級 | 号給 | 職務の級 | 号給 |
| (1) | 一般事務 | 大学卒 | １ | 17 | １ | 25 |
| 短大卒 | １ | ９ |
| 高校卒 | １ | １ |
| 事務補助 | 高校卒 | １ | １ | １ | ５ |
| ○○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (2) | 以下略 |  |  |  |  |  |

　備考　(略)→　第７条に相当する規定がないことから、学歴免許等欄の学歴よりも上位の学歴を有していたとしても号給は加算されない。 |

（経験年数を有する者の号給）(注[[3]](#footnote-3))

**第８条**　フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、次の各号に掲げる経験年数の区分ごとに、それぞれその月数を12月（各区分におけるその者の経験年数のうち５年を超える経験年数の月数にあっては、18月）で除した数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に当該各号に定める数を乗じ、当該乗じて得た数を合算した数を第４条第１項の規定による号給の号数（前条の規定による号給を含む。）に加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(1)　通常の勤務時間の１週間当たりの平均時間が31時間以上である月からなる経験年数　４

(2)　通常の勤務時間の１週間当たりの平均時間が23時間15分以上31時間未満である月からなる経験年数　３

(3)　通常の勤務時間の１週間当たりの平均時間が15時間30分以上23時間15分未満である月からなる経験年数　２

(4)　通常の勤務時間の１週間当たりの平均時間が15時間30分未満である月からなる経験年数　１

|  |
| --- |
| 【号給調整の対象となる経験年数の範囲を限定する場合】（経験年数を有する者の号給）**第８条**　フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数（通常の勤務時間の１週間当たりの平均時間が15時間30分以上である月からなる経験年数に限る。以下この条において同じ。）を有する者の号給は、次の各号に掲げる経験年数の区分ごとに、それぞれその月数を12月（略）で除した数（略）に当該各号に定める数を乗じ、当該乗じて得た数を合算した数を第４条第１項の規定による号給の号数（略）に加えて得た数を号数とする号給とすることができる。(1)　通常の勤務時間の１週間当たりの平均時間が38時間45分である月からなる経験年数　４(2)　通常の勤務時間の１週間当たりの平均時間が31時間以上38時間45分未満である月からなる経験年数　３(3)　通常の勤務時間の１週間当たりの平均時間が23時間15分以上31時間未満である月からなる経験年数　２(4)　通常の勤務時間の１週間当たりの平均時間が15時間30分以上23時間15分未満である月からなる経験年数　１ |

|  |
| --- |
| 【１週間当たりの平均勤務時間によって乗ずる数に差を設けない場合】（経験年数を有する者の号給）**第８条**　フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、第４条第１項の規定による号給の号数（前条の規定による号給を含む。）に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち５年を超える経験年数の月数にあっては、18月）で除した数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に４を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。 |

 （特殊な経験等を有する者の号給）

**第９条**　特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤の職員」という。）及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

　（号給に関する規定の適用除外）

**第10条**　職種別基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分の定めがない職種欄の区分の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員については、第７条の規定は適用しない。

２　単純な作業に従事する職種として町(村)長が別に定めるものに採用されたフルタイム会計年度任用職員で、その任期が１月に満たないものについては、第７条から前条までの規定は適用しない。

|  |
| --- |
| 【パートタイム会計年度任用職員の報酬額について】条例第18条第４項の規定により、パートタイム会計年度任用職員の「基準月額」を算定する際には、条例第３条から第５条までの規定が適用される。そのため、パートタイム会計年度任用職員についても、上記第３条から第10条までの規定を適用した上で報酬額が決定されることになる。 |

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

**第11条**　条例第６条の規定により準用する〇〇町(村)職員の給与に関する条例（昭和○年〇〇町(村)第〇号。以下「給与条例」という。）第８条の２に規定する町(村)長が規則で定める期日は、その月の○日とする(注[[4]](#footnote-4))。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日（以下「休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

２　給料の支給日後において新たにフルタイム会計年度任用職員となった者及び給料の支給日前において離職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員には、その際給料を支給する。

**第12条**(注[[5]](#footnote-5))　フルタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割割算により支給する。

(1)　休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2)　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第２条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3)　停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

２　月の１日から引き続いて休職にされ、育児休業法第２条の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給する。

　（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

**第13条**　条例第７条の規定により準用する給与条例第10条の２に規定する地域手当の支給は、常勤の職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

**第14条**　条例第８条の規定により準用する給与条例第11条に規定する通勤手当を支給される職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等の支給）

**第15条**　条例第９条の規定により準用する給与条例第13条に規定する時間外勤務手当、条例第10条の規定により準用する給与条例第14条に規定する休日勤務手当及び条例第11条の規定により準用する給与条例第15条に規定する夜間勤務手当の支給は、常勤の職員の例による。

　（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

**第16条**　条例第９条の規定により準用する給与条例第13条第２項及び第３項本文に規定する町(村)長が規則で定める割合、同項及び第５項に規定する町(村)長が規則で定める時間並びに同項に規定する町(村)長が規則で定めるものについては、常勤の職員の例による。

（時間外勤務手当について準用する条例の規定の読替え）

**第17条**　条例第９条の規定により条例第13条第１項、第２項、第３項本文及び第５項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表(注[[6]](#footnote-6))のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える条例の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第13条第３項本文 | 勤務時間条例第５条 | 〇〇町(村)会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成○年〇〇町(村)規則第○号。以下この条において「勤務時間規則」という。）第５条 |
| 勤務時間条例第３条第２項又は第４条 | 勤務時間規則第４条第２項及び第５条 |
| 第13条第５項 | 勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条 | 勤務時間規則第４条第１項、第５条及び第６条 |

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

**第18条**　条例第10条の規定により準用する給与条例第14条第１項に規定する町(村)長が規則で定める日及び同条第２項に規定する町(村)長が規則で定める割合については、常勤の職員の例による。

（休日勤務手当について準用する条例の規定の読替え）

**第19条**　条例第10条の規定により条例第14条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表(注[[7]](#footnote-7))のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える条例の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第14条第１項 | 勤務時間条例第10条第１項 | 〇〇町(村)会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成○年〇〇町(村)規則第○号。以下この条において「勤務時間規則」という。）第10条第１項 |
| 勤務時間条例第３条第１項又は第４条 | 勤務時間規則第４条第１項及び第５条 |
| 勤務時間条例第４条及び第５条 | 勤務時間規則第５条及び第６条 |
| 第14条第３項 | 勤務時間条例第10条第２項 | 勤務時間規則第10条第２項 |

（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

**第20条**　条例第12条の規定により準用する給与条例第16条に規定する宿日直手当の支給される勤務は、〇〇町(村)職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和○年〇〇町(村)規則第○号）第６条第１項に掲げる勤務とし、給与条例第16条第２項に規定する町(村)長が規則で定める額は、常勤の職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

**第21条**　条例第14条の規定により準用する給与条例第17条から第17条の３までに規定する期末手当を支給される職員の範囲（期末手当を支給される職員の範囲から非常勤職員を除外する部分を除く。第24条第１項において同じ。）(注[[8]](#footnote-8))、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの給料額の算出）

**第22条**　条例第16条第１項に規定する町(村)長が規則で定める時間は、７時間45分に18を乗じて得た時間とする。(注[[9]](#footnote-9))

　（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

**第23条**　条例第20条第２項に規定する町(村)長が規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1)　条例第20条第２項第１号に掲げる勤務　100分の125

(2)　条例第20条第２項第２号に掲げる勤務　100分の135

２　条例第20条第３項に規定する町(村)長が規則で定める割合は100分の25とする。

|  |
| --- |
| 【給与条例の適用を受ける職員の例によるとする場合】(注[[10]](#footnote-10))（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）**第23条**　条例第20条第２項及び第３項に規定する町(村)長が規則で定める割合は、給与条例の適用を受ける職員の例による。 |

　（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

**第24条**　条例第21条第２項に規定する町(村)長が規則で定める割合は100分の135とする。

|  |
| --- |
| 【給与条例の適用を受ける職員の例によるとする場合】（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）**第24条**　条例第21条第２項に規定する町(村)長が規則で定める割合は、給与条例の適用を受ける職員の例による。 |

　（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

**第25条**　条例第24条の規定により準用する給与条例第17条から第17条の３までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

２　条例第24条第１項に規定する町(村)長が規則で定めるものは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(注[[11]](#footnote-11))の１週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者とする。

|  |
| --- |
| 【別案】２　条例第24条第１項に規定する町(村)長が規則で定めるものは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間が15時間30分未満の者（当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間が週によって異なる場合には、１週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者）とする。 |

３　条例24条第１項の規定により読み替えて準用する給与条例第17条第４項に規定する町(村)長が規則で定める額は、次の各号に定める額の合計額とする。(注[[12]](#footnote-12))

(1)　条例第19条に規定する特殊勤務に係る報酬の額

(2)　条例第20条に規定する時間外勤務に係る報酬の額

(3)　条例第21条に規定する休日勤務に係る報酬の額

(4)　条例第22条に規定する夜間勤務に係る報酬の額

　（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

**第26条**　条例第25条第１項に規定する町(村)長が規則で定める期日は、月額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあってはその月の○日とし、日額又は時間額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、翌月○日とする。ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

２　報酬の支給日後において新たにパートタイム会計年度任用職員（月額で報酬が定められている者に限る。以下この項及び次条において同じ。）となった者及び給料の支給日前において離職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員には、その際報酬を支給する。

**第27条**(注[[13]](#footnote-13))　パートタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の報酬は、日割割算により支給する。

(1)　休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2)　育児休業法第２条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3)　停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

２ 月の１日から引き続いて休職にされ、育児休業法第２条の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が、報酬の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の報酬をその際支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給）

**第28条**　パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に係る報酬は、その月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、当該パートタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際、支給することができるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの報酬額の算出）(注[[14]](#footnote-14))

**第29条**　条例第26条第１項第１号に規定する町(村)長が規則で定める時間は、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１日当たりの勤務時間に18を乗じて得た時間とする。

|  |
| --- |
| 【給与条例の適用を受ける職員の例によるとする場合】（パートタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの報酬額の算出）**第29条**　条例第26条第１項第１号に規定する町(村)長が規則で定める時間は、給与条例の適用を受ける職員の例による。 |

（休暇時の報酬）(注[[15]](#footnote-15))

**第30条**　時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が、〇〇町(村)会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成○年〇〇町(村)規則第○号。以下「勤務時間規則」という。）第12条に規定する年次休暇及び勤務時間規則第13条第１項に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

（委任）(注[[16]](#footnote-16))

**第31条**　前条までの規定に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給に関し、この規則に定めのない事項については、常勤の職員との均衡を考慮して、町(村)長が定める。

**附　則**

１　この規則は、平成32年４月１日から施行する。

　（経験年数の特例）

２　会計年度任用職員が、この規則の施行日前において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第３条第３項第３号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第22条第５項に規定する臨時的任用により採用された職員又は法17条の規定により採用された一般職の非常勤職員として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数を有する場合には、当該年数は第５条第２項及び第８条に規定する経験年数とみなす。

1. (注)　常勤職員の行政職給料表のみを使用する場合、条例で給料表の適用範囲を規則に委任していない場合及び常勤職員の給料表を規定した条文を準用する場合は、適用範囲を定める必要はない。 [↑](#footnote-ref-1)
2. (注)　職種別基準表における基礎号給欄及び上限欄の数字は、当室が作成した「給料水準の設定のイメージ」（平成31年４月）の「５　上限設定のイメージ」に合わせて便宜上入力したものであり、実際には現在の報酬水準を勘案し、各町村の実情に合わせて決める必要がある。 [↑](#footnote-ref-2)
3. (注)　【令和元年10月更新】各区分の設定方法はあくまで一例であり、１週間当たりの通常の勤務時間の相違に見合ったものである限り、他の方法も考えられる。例えば、常勤職員と全く同じフルタイム勤務した場合に限り「４」を乗ずるものとし、１週間当たり31時間以上勤務した期間については「３」を乗ずることなども考えられる。また、出勤すべき日が平均週２日未満相当の会計年度任用職員については、本格的に公務に従事するとは言い難いことを理由に期末手当を支給しないことも想定されている点（マニュアル29ページ）に鑑み、平均勤務時間が15時間30分未満である月からなる経験年数については、号給の調整の対象から外すことも考えられる。 [↑](#footnote-ref-3)
4. (注) 常勤職員と同じ日に支給する場合は、常勤職員の例による旨を規定することも考えられる。 [↑](#footnote-ref-4)
5. (注) 【令和元年10月更新】休職等をした場合の日割計算に関する規定を加筆（第27条も同様）。 [↑](#footnote-ref-5)
6. (注) 【更新】「○○町(村)会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のイメージ」（以下脚注において「勤務時間規則」という。）を前提とした読替えをしているが、よりシンプルな読替えをすることも可能と考えられる（「勤務時間条例第５条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第３条第２項又は第４条により割り振られた１週間の正規の勤務時間」を「当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた１週間の正規の勤務時間」と読み替えるなど）。その場合、条例において必ずしも読替えを規則に委任する必要はない。

　なお、勤務時間規則を修正したことに伴い、本資料の文言も修正。 [↑](#footnote-ref-6)
7. (注) 【更新】第16条の脚注と同様、よりシンプルに「勤務時間条例第３条第１項又は第４条の規定に基づき毎日曜日」を「毎日曜日」と、「勤務時間条例第４条及び第５条の規定に基づく週休日」を「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」などと読み替えることも考えられる。その場合、条例において必ずしも読替えを規則に委任する必要はない。また、「勤務時間条例第９条に規定する祝日法による休日」に関しては読替不要と考えられるため削除。

　なお、勤務時間規則を修正したことに伴い、本資料の文言も修正。 [↑](#footnote-ref-7)
8. (注) 【参考】○○町(村)職員の給与の支給等に関する規則第15条第１項第５号のように、期末手当の支給される職員の範囲から非常勤職員を除外する旨が規定されている例があることから、その点については例によらないことを明確にした。 [↑](#footnote-ref-8)
9. (注) 【８月８日更新】常勤職員と同様の算出方法となるため、「常勤の職員の例による」とすることも可能と考えられる。 [↑](#footnote-ref-9)
10. (注) 【８月８日更新】会計年度任用職員の給与に関する規定のイメージを把握しやすくするため条文を書き起こしている部分についても、「〇〇の例による」ことが可能であるため、その場合の例を加筆。パートタイム会計年度任用職員については、短時間勤務の職を占める職員の例によることとなり、これらの職員は非常勤の職員であることから、「常勤の職員の例による」ではなく、「給与条例の適用を受ける職員の例による」とすることが適切と考えられる。この場合、パートタイム会計年度任用職員に関する部分だけでなく、全体として後者の表現によることも考えられる。 [↑](#footnote-ref-10)
11. (注) 【更新】「１週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者」の判断にあたっては、期末手当に係る在職期間における過去の勤務時間ではなく、所定勤務時間から算出することが適当と考えられることから、その点を明確にするために修正した（後者とすることで、募集・任用時に期末手当の支給対象かどうかを明確にすることができる。）。所定勤務時間が１か月単位で定められている場合には、「１か月の所定勤務時間×12月÷52週」として平均の勤務時間を算出することが考えられる。また、事前に具体的な勤務日、勤務時間を明示することができない場合も、本項によって、期末手当の支給対象とならないと考えられる。 [↑](#footnote-ref-11)
12. (注) 本項は、期末手当基礎額の算定において考慮される報酬の範囲を明確にするために規定したものであり、確認的な意味の規定である。 [↑](#footnote-ref-12)
13. (注) 【令和元年10月更新】休職等をした場合の日割計算に関する規定を加筆（第12条と同旨）。 [↑](#footnote-ref-13)
14. (注) 【更新】月額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの報酬額の算出方法は、再任用短時間勤務職員の勤務１時間当たりの給与額の算定方法と同様となることから、文言を修正。

【８月８日更新】参考給与条例に合わせて文言を再修正。計算方法は自治体によって異なる部分である。

【令和元年10月更新】文言を修正。 [↑](#footnote-ref-14)
15. (注) 労働基準法第39条第９項（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による改正後のもの）に基づき規定したものであるが、本規則以外で町(村)長が定めることも考えられる。月額及び日額については、条例のイメージ第27条による報酬の減額がなされないことで「通常の賃金」が支払われることとなる。なお、本条のように時間額について「通常の報酬」を選択する場合、日によって勤務時間が異なるパートタイム会計年度任用職員については、年次休暇を取得した日によって報酬額が変わることとなる。 [↑](#footnote-ref-15)
16. (注) 【更新】本規則に定めのないより細則的な事項については、常勤の職員と概ね同一の取扱いになると考えられるため加筆。

【８月８日更新】この規則に定めのない事項については常勤の職員の例による旨を規定していたが（旧第29条）、委任規定（旧第30条）と趣旨が重複するため、修正した。 [↑](#footnote-ref-16)